

那須塩原市農業委員会

# 第20回総会議事録

令和4年2月25日（金）

いきいきふれあいセンター視聴覚室

1. 開催日時：令和4年2月25日(金) 午後1時30分～ 午後2時40分

2. 場 所：いきいきふれあいセンター視聴覚室

3. 出席委員：12名

会長	3	君島 良一	委員	17	槌江 栄作
会長職務代理者	2	加藤 拓央	〃	20	竹村 文祥
委員	5	金田 廣衛			
〃	6	木下 久雄			
〃	7	三本木 直人			
〃	8	秋元 誠			
〃	9	大田原 重夫			
〃	11	菊地 寿行			
〃	12	藤田 一郎			
〃	13	高瀬 和夫			

4. 欠席委員：8名 1番 石崎 清委員 4番 松本 誠治委員 10番 田淵 徹委員 14番 松本 忠太委員  
15番 室井 孝美委員 16番 江連 節男委員 18番 渡辺 秀一委員 19番 島田 晴子委員

5. 議事録署名人の指名：17番 槌江 栄作委員 20番 竹村 文祥委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 5) 議案第5号 令和4年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書(案)について
- 6) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 7) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)

7.

事務局長	田代 幸士	主事 葛生 裕昭
局長補佐兼農政係長	村松 隆	
農地係長	佐藤 博之	

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会第20回総会を開会いたします。  
今回の欠席委員は、石崎 清委員、松本 誠治委員、田淵 徹委員、松本 忠太委員、室井 孝美委員、江連 節男委員、渡辺 秀一委員、島田 晴子委員です。  
これは、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためのものです。  
在任委員20名、出席委員12名、過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。次に「議事録署名人の指名」を行います。  
議事録署名人は那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。  
総会規則に基づき議長が指名することをご異議はございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、議席番号17番 樋江 栄作委員と、20番 竹村 文祥委員を指名いたします。  
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
番号1番及び2番について、菊地 寿行委員の報告を求めます。

菊地 寿行委員 議案第1号、番号1番について報告します。  
農地を贈与する申請です。  
申請内容は、議案書記載のとおりです。  
調査は、2月16日、午後1時30分頃、申請人宅で申請人から行いました。  
申請地は、鍋掛公民館より北へ約1.2キロメートルに位置しております。  
申請人の関係は親子です。  
譲受人の経営状況は、水稻を107アール、じゃがいも、ネギ、白菜等の露地野菜を34アール作付けしています。トラクター1台、田植機1台を所有しています。  
申請地の耕作予定は、水稻を作付けする予定です。  
調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。  
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。  
番号1番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。  
議案第1号、番号2番について報告します。  
農地に賃借権を設定する申請です。  
申請内容は議案書記載のとおりです。  
調査は、2月21日、午前10時45分頃、申請人宅で申請人から行いました。  
申請地は、鍋掛十字路より西へ約2.3キロメートルに位置しております。  
借受人の経営状況は、水稻を350アール作付けしています。トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台を所有しています。  
申請地の耕作予定は、水稻を作付けするとのことです。  
調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。  
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。  
番号2番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議長 暫時休憩いたします。

議長	休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
事務局長	資料に誤りがありましたので訂正いたします。 議案第1号2番の譲受人等現在耕作面積ですが、204アールとあるところは350アールの誤りですので訂正をお願いします。大変失礼いたしました。
議長	それでは訂正をお願いします。 報告が終わりました。 まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地 寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。 次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地 寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。
三本木 直人委員	番号3番及び4番について、三本木 直人委員の報告を求めます。 議案第1号、番号3番について報告します。 農地に使用貸借権を設定する申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 調査は、2月20日、午前10時頃、申請人宅で申請人から行いました。 申請地は、JR那須塩原駅より南へ約800メートルに位置しております。 借受人の経営状況は、128アールの農地で150日程度作業に従事しています。 申請地の耕作予定は、水稻とする予定です。 調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。 番号3番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。 議案第1号、番号4番について報告します。 共有地となっている農地の持ち分を贈与する申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 調査は、2月20日、午後2時頃、申請人宅で申請人から行いました。 申請地は、JR那須塩原駅より東へ約3キロメートルに位置しております。 譲受人の経営状況は、519アールの農地で譲受人と妻の二人で水稻を中心にカーネーション等を作付けしています。 申請地の耕作予定は、水稻を作付けする予定です。 調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。 番号4番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。  
まず、番号3番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、三本木 直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。  
次に、番号4番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、三本木 直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》

藤田 一郎委員 異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。  
番号5番について、藤田 一郎委員の報告を求めます。  
議長第1号、番号5番について報告します。  
農地を贈与する申請です。  
申請内容は議案書記載のとおりです。  
調査は、2月16日、午前8時頃、申請地で申請人から行いました。  
申請地は、那須塩原市立高林小学校より北へ約400メートルに位置しています。  
譲受人の経営状況は、トラクター1台を所有し、1.35ヘクタールの農地に1.3ヘクタールにそばと牧草を2毛作し、一部は野菜を作付けしています。  
申請地の耕作予定は、4.2平方メートルですが牧草を作付けする予定とのことでした。  
調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。  
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。  
番号5番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。  
番号5番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、藤田 一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

竹村 文祥委員 番号6番について、竹村 文祥委員の報告を求めます。  
議長第1号、番号6番について報告します。  
農地に賃借権を設定する申請です。  
申請内容は、議案書記載のとおりです。  
調査は、2月14日、午後3時頃、申請人宅で申請人から行いました。  
申請地は、栃木県立那須清峰高等学校より北西へ約500メートルに位置しております。  
借受人の経営状況は、自作地、借入地に水稻、麦などを作付けしています。  
農機具は、トラクター2台、田植え機1台、コンバイン1台、ズームプレーヤー1台などです。  
申請地の耕作予定は、麦、大豆を作付けしていくとのことでした。  
調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。

議長 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。  
番号6番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。  
報告が終わりました。

番号6番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村 文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。

番号7番について、木下 久雄委員の報告を求めます。

木下 久雄委員 議案第1号、番号7番について報告します。  
農地に使用貸借権を設定する申請です。  
申請内容は議案書記載のとおりです。  
調査は、2月14日、午後2時頃、申請人宅で申請人から行いました。  
申請地は、二区町自治公民館より東へ約200メートルに位置しております。  
借受人の経営状況は、二条大麦、花木、野菜等を作付けしています。  
申請地の耕作予定は、二条大麦、花木、野菜等を作付けします。  
調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。  
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。  
番号7番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。  
番号7番について 質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、木下 久雄委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。

番号8番について、秋元誠委員の報告を求めます。

秋元 誠委員 議案第1号、番号8番について報告します。農地を売買する申請です。  
申請内容は議案書記載のとおりです。  
調査は、2月12日、午後1時45分頃、申請地で申請人から行いました。  
申請地は、国道4号線西富山交差点より北西へ約900メートルに位置しています。  
譲受人の経営状況は、現在水稻約5.0ヘクタール、ネギ、野菜0.7ヘクタール、トラクター  
2台、コンバイン2台、田植機1台、乾燥機1台等を所有し、認定農業者として妻と息子との  
3人による家族経営です。  
申請地の耕作予定は、水稻を作付けするとのことです。尚、譲受人は、交換分合により自宅付  
近に農地の集団化を図るため、交換に不足する農地の面積を確保するため今回の申請に至った  
とのことです。  
調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。  
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。  
番号8番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。  
番号8番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、秋元 誠委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。  
次に、番号9番の調査報告の前に、譲受人である法人が農地所有適格法人として適格であるか事務局の確認報告を求めます。

事務局 それでは議案書7ページをご覧ください。  
初めに法人形態要件でございますが、法人の概要欄をご覧ください。  
譲受人は令和3年6月に設立された株式会社でございます。  
定款及び法人登記簿より株式を公開していないと確認できることから要件を満たしております。  
次に事業内容要件でございますが、事業目的の欄をご覧ください。  
当該法人は、直近の売上高見込みの100%が農業売上であり、農業売上高が売上高の過半とする要件を満たす見込みです。  
続いて社員要件の欄でございます。  
定款及び法人登記簿より法人の行う農業への常時従事者が議決権の100%を保有しており、過半とする議決権要件を満たしております。  
最後に業務執行役員要件の欄でございます。  
役員の過半が年間150日以上農業の常時従事者であり、直接農作業に従事しておりますので役員要件も満たされております。  
以上のことから番号9番の譲受人は、農地法に規定された農地所有適格法人としての要件の全てを満たしていると確認いたしましたのでご報告いたします。

議長 番号9番について、高瀬 和夫委員の報告を求めます。  
高瀬 和夫委員 議案第1号、番号9番について報告します。  
農地を贈与する申請です。  
申請内容は議案書記載のとおりです。  
調査は、2月14日、午前11時30分頃、申請人宅で申請人から行いました。  
申請地は、那須塩原市立大貫小学校より南へ約2キロメートルに位置しています。  
譲受人の経営状況は、耕作面積は6,160アール、トラクター4台、コンバイン2台、田植機2台。  
申請地の耕作予定は、水稻を作付けすることです。  
調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。  
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。  
番号9番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。  
番号9番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》

無いようですので、高瀬 和夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号9番については許可することに決しました。

番号10番について、高瀬 和夫委員の報告を求めます。

高瀬 和夫委員

議案第1号、番号10番について報告します。

農地に使用貸借権を設定する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

調査は、2月12日、午後4時頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立大貫小学校より南へ約50メートルに位置しています。

借受人の経営状況は、水田274アール、トラクター1台、乾燥機1台。

申請地の耕作予定は、水稻を作付けする予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号10番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号10番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、高瀬 和夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号10番については許可することに決しました。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、槌江 栄作委員の報告を求めます。

槌江 栄作委員

議案第2号、番号1番について報告します。

共同住宅敷地を拡張するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立大山小学校より南へ約700メートルに位置しています。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので第2種農地区分となります。既存施設の面積の2分の1を超えない範囲の転用であるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、申請人の自宅に隣接するアパートの乗り入れ口の変更をすることに伴い、入居者用駐車場が狭くなってしまうことから、駐車場を確保するための転用申請です。

事業計画は、申請地を共同住宅敷地として拡張する内容となっています。

上下水道の利用はなく、雨水は雨水浸透層へ放流します。

現地調査に替えて、2月21日に事務局から地元調査員からの許可相当との意見および現地の状況について報告を受けました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、樋江 栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番及び2番について、金田 廣衛委員の報告を求めます。

金田 廣衛委員 議案第3号、番号1番について報告します。

賃借権の設定により、地中送電線工事のための迂回路及び駐車場として一時転用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市黒磯文化会館より北東へ約800メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、地中送電線工事に伴う迂回路用地及び工事用車両の駐車場として使用するために申請したとのことです。

申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、賃借権の設定により、地中送電線工事のための迂回路及び工事車両の駐車場として利用する内容となっています。

上下水道は使用せず、雨水は敷地内自然浸透処理とします。

現地調査に替えて、2月21日に事務局から地元調査員からの許可相当との意見および現地の状況について、報告を受けました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議案第3号、番号2番について報告します。

賃借権の設定により、地中送電線工事のための資材置場及び駐車場として一時転用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市役所より東へ500メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、地中送電線の工事に伴う、工事用車両の駐車場及び資材置場として使用するための申請です。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、賃借権の設定により地中送電線工事のための資材置場及び工事車両の駐車場として利用する内容となっています。

上下水道は使用せず、雨水は敷地内自然浸透処理とします。

現地調査に替えて、2月21日に事務局から地元調査員からの許可相当との意見および現地の状況について報告を受けました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田 廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に、番号2番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田 廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

番号3番について、菊地 寿行委員の報告を求めます。

菊地 寿行委員

議案第3号、番号3番について報告します。

賃借権の設定により、護岸工事のための進入路及び現場事務所として一時転用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立東那須野中学校より北西へ約1キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、県の工業事業を受注し工事の都合上、駐車場や資材置場が必要となり、申請地が最適と考え申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は農振農用地となります。

農地転用は原則不許可ですが、農地が復元される一時転用は許可が可能となります。

事業計画は賃借権の設定により、栃木県発注の熊川護岸工事の進入路、現場事務所、駐車場及び資材置場として利用する内容となっています。

地面は鉄板敷きとし、上下水道は使用しません。

雨水は敷地内自然浸透処理とし、周囲に防護ネットを設置し、周辺農地への被害を防除します。

現地調査に替えて、2月21日に事務局から地元調査員からの許可相当との意見および現地状況について報告を受けました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地 寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

番号4番について、高瀬 和夫委員の報告を求めます。

高瀬 和夫委員

議案第3号、番号4番について報告します。

売買による所有権の移転により、進入路として利用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立波立小学校より北へ1キロメートルに位置しています。  
申請に至った経緯は、市内で土木業を営んでおり、この度事業拡大のため資材置場を購入した土地の進入路が狭いため、申請地を譲り受けることとなり申請に至りました。  
申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので第2種農地区分となります。申請地以外の申請地周辺の土地ではその目的が達成できないと認められるため、立地基準上問題ありません。  
事業計画は、申請地を進入路の隅切りとして利用する内容となっています。  
上下水道は使用せず、雨水は敷地内地下浸透処理とします。  
現状のままの利用となるため、防除等の施工はありません。  
現地調査に替えて、2月21日に事務局から地元調査員からの許可相当との意見および現地状況について報告を受けました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、高瀬 和夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

番号5番については、取り下げとなりました。

番号6番について、樋江 栄作委員の報告を求めます。

樋江 栄作委員 議案第3号、番号6番について報告します。

賃借権の設定により、下水道工事のための資材置場及び現場事務所として一時転用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、栃木県立那須清峰高等学校より西へ約20メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は土木事業を営んでおり、那須塩原市発注の工事の際の現場事務所や資材等の一時置場として使用するため本申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は農振農用地となります。

農地転用は原則不許可ですが、農地が復元される一時転用は許可が可能となります。

事業計画は賃借権の設定により、下水道工事のための資材置場及び現場事務所として利用する内容となっています。

上下水道は使用せず、雨水は敷地内自然浸透処理とします。

現地調査に替えて、2月21日に事務局から地元調査員からの許可相当との意見および現地状況について報告を受けました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号6番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、樋江 栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。

番号7番について、高瀬 和夫委員の報告を求めます。

高瀬 和夫委員

議案第3号、番号7番について報告します。

賃借権の設定により、砂利採取をするための一時転用申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須疎水第1分水取入口より北へ500メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、農作業を行う上で、石、砂利が多く隣接地に砂利プラントがあり、砂利を採取したあと基盤整備を施し、農地へ復旧することで話がまとまり本申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は農振農用地となります。

農地転用は原則不許可ですが、農地に復元される一時転用は許可が可能となります。

事業計画は18ヶ月の賃借権により申請地において砂利採取を行う計画です。

周囲に保安距離を設け、保安用防護柵を設置し安全を確保することとしております。

埋戻しについては栃木県陸砂利採取協同組合の農地復元保証が添付されており、油井及び那須町大字高久丙の土砂採取場からの発生土砂、並びに自社プラントの還元土砂にて行います。

現地調査に替えて、2月21日に事務局から地元調査員からの許可相当との意見および現地状況について報告を受けました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 番号7番について事務局から補足願います。

事務局 番号7番について補足します。

本件は、常設審議委員会諮問案件となります。また、砂利採取法の許可を必要とするため、指令書の交付は砂利採取法と同日となります。

議長 報告が終わりました。

番号7番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、高瀬 和夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については許可相当とし常設審議委員会に諮問いたします。

番号8番について、藤田 一郎委員の報告を求めます。

藤田 一郎委員

議案第3号、番号8番について報告します。

使用賃借権の設定により一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立西小学校より南へ約300メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、借家に住んでいた譲受人は、昨年5月に長男の出産を機に実家に家族とともに戻りましたが、同居には問題も多く家の建築を考え土地の選定をしましたが、子供の教育や両親の老後のため、父所有の実家に隣接する農地が最適であり、父の了解も得られたため

今回の申請に至ったものです。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がりが10ヘクタール未満の区域内にあるので、第2種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅の建築となるため立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を使用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

農地側にL字擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査に替えて、2月21日に事務局から地元調査員からの許可相当との意見および現地状況について報告を受けました。

転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号8番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田 一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。

番号9番について、木下 久雄委員の報告を求めます。

木下 久雄委員 議案第3号、番号9番について報告します。

使用貸借権の設定により一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、西那須野消防署より南西へ約550メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は現在妻とアパートに住んでいますが、今後家族が増えると手狭になるため、自分の家を持ちたいと土地を探していたところ、実家近くの農地が見つかったので一般住宅を建築するための転用申請です。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりが10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

水道は市の施設を使用し、汚水排水は蒸発散方式浄化槽にて処理します。

雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。

コンクリート擁壁、土羽及び盛土を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査に替えて、2月21日に事務局から地元調査員からの許可相当との意見および現地状況について報告を受けました。

転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号9番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、木下 久雄委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号9番については許可することに決しました。

番号10番について、菊地 寿行委員の報告を求めます。

菊地 寿行委員

議案第3号、番号10番について報告します。

売買による所有権の移転により、車庫及び農業用資材置場を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、JR那須塩原駅より北へ約3キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、農地管理に必要な軽トラックや肥料などの資材の保管施設が必要になったためです。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので第2種農地区分となります。

本件は既存集落に接続した 業務上必要な施設の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に車庫及び農業用資材置場を設置する内容となっています。

上下水道は使用せず、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲に農地はないため、農地への被害等はありません。

現地調査に替えて、2月21日に事務局から地元調査員からの許可相当との意見および現地状況について、報告を受けました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号10番について質疑、ご意見は、ございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地 寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号10番については許可することに決しました。

番号11番及び12番について、三本木 直人委員の報告を求めます。

三本木 直人委員

議案第3号、番号11番について報告します。

贈与による所有権の移転により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立豊浦小学校より南へ約850メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は、妻と共に賃貸住宅に住んでいるが、家族が増えることを考え子育てや親の今後を見据えて実家の隣接地に家を建築したく申請に至りました。

申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した 住宅の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する 内容となっています。

水道は 市の施設を使用し、汚水排水は 合併浄化槽にて処理します。雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。周囲に土留めを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査に替えて、2月21日に事務局から地元調査員からの許可相当との意見および現地の状況について、報告を受けました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議案第3号、番号12番について報告します。

賃借権の設定により、浸透池設置工事のための現場事務所及び資材置場として一時転用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立埼玉小学校より南西へ約500メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、栃木県発注の浸透池設置に伴う現場事務所及び仮設トイレ、駐車場等が近くに必要となったことから今回の申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は一時的な利用に供するためのものであるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は賃借権の設定により、栃木県発注の浸透池設置工事のための現場事務所及び資材置場として利用する内容となっています。

地面は鉄板敷きとし、上下水道は使用しません。

雨水は 敷地内自然浸透処理とします。

既存の畦畔により、周辺農地への被害を防除します。

現地調査に替えて、2月21日に事務局から地元調査員からの許可相当との意見および現地の状況について報告を受けました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号11番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、三本木 直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号11番については許可することに決しました。

次に、番号12番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、三本木 直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号12番については許可することに決しました。

番号13番について、加藤 拓央委員の報告を求めます。

加藤 拓央委員 議案第3号、番号13番について報告します。

賃借権の設定により、地すべり対策工事のための進入路、現場事務所、駐車場及び資材置場として一時転用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市塩原支所より西へ約1.9キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、栃木県発注の地滑り対策工事の公共事業を実施するため工事車両の進入路、現場事務所、仮設トイレ、駐車場を設置するための一時転用申請です。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので第2種農地区分となります。本件は一時的な利用に供するためのものであるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は賃借権の設定により、栃木県発注の地すべり対策工事のための進入路、現場事務所、駐車場及び資材置場として利用する内容となっています。

地面は鉄板敷きとし、上下水道は使用しません。

雨水は敷地内自然浸透処理とします。

西側水路の先に農地があるため、所有者と相談し防護柵の設置を検討します。

現地調査に替えて、2月21日に事務局から地元調査員からの許可相当との意見および現地状況について報告を受けました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号13番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、加藤 拓央委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号13番については許可することに決しました。

次に、議案第4号「農業経営基盤 強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。

議案書14ページから26ページが「利用権設定関係」の案件で44件、

合計面積は450,434.61平方メートルとなります。

この内23ページから26ページの22件、169,794平方メートルが中間管理事業の対象となります。

続いて27ページが「所有権移転関係」の案件で1件、面積は、4,620平方メートルとなります。

調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしているとのことから、市長への回答は決定として問題は無いと思われまます。

議長 説明が終わりました。  
このことについて、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、事務局説明について、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、議案第4号は原案のとおり決定しました。  
次に、議案第5号「令和4年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書（案）について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、本日追加で配付いたしました議案第5号「令和4年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書（案）について」を御覧ください。  
本議案は、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、市に提出する令和4年度案につきまして、決定をお願いするものです。  
30ページを御覧ください。  
農業委員会の意見としましては、7つの大項目に分けて、全部で13点となります。  
詳細な内容につきましては農業振興対策調査研究委員会、運営委員会で御確認いただいておりますので、説明は題目のみとさせていただきます。  
先ず、1新規就農支援に関するこの項目では、  
(1)新規就農者への市独自の経済的な支援について、  
(2)女性に対する各種支援メニューの情報発信等についての2点、  
次に、2担い手への農地利用の集積・集約に関するこの項目では、  
(1)農地の貸借を推進するための関連施策の改善について、  
(2)小規模農地の耕作条件の改善について、  
(3)ほ場整備事業の詳細な情報提供等についての3点、  
次に、3遊休農地の対策に関するこの項目では、  
(1)遊休農地の再生支援についての1点、  
次に、4中小規模農家の経営維持と支援に関するこの項目では、  
(1)中小・家族経営体への市独自の経済的な支援等についての1点、  
次に、5鳥獣被害の対策に関するこの項目では、  
(1)鳥獣被害関連施策の継続実施についての1点、  
次に、6気候変動・地球温暖化とエコ農業に関するこの項目では、  
(1)エコ農業の取組みの拡大について、  
(2)気候変動・地球温暖化に係る情報提供等についての2点、  
最後に、7その他の項目では、  
(1)食育の啓発及び普及拡大について、  
(2)水田活用の直接支払交付金の見直し内容の撤回について、  
(3)市の米、野菜等の宣伝についての3点、  
以上、7項目、13項目について、市に意見書の提出を行いたいと思います。  
なお、市への提出は3月10日を予定しております。

御審議のうえ御決定くださるよう、お願い申し上げます。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第10号は事務局提案のとおり決定することに決しました。

次に、報告第1号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号の追加資料35ページをご覧ください。

まず、1番は、県農業会議に諮問し、許可相当の意見返答があったものについて、会長の専決許可処分をした案件で、5条許可が3件、他法令と同日許可としております。

次に、2番は買受適格証明書発行後、最高価買受人となったものについて、許可書を交付した案件で、3条許可が1件、5条許可が1件です。

以上です。

議長 報告が終了しました。

このことについて、ご意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第1号を終りにします。

次に、報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、本日の追加資料36ページをご覧ください。

この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされておりますが、1月の届出の受理状況につきまして、御報告するものです。

1月は、相続に基づく権利移動の届出を8件受理しました。いずれも相続後の耕作に支障はないということで、農業委員会によるあっせんを希望する人はおりませんでした。

報告は以上です。

議長 報告が終了しました。

このことについて、ご意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第2号を終りにします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

慎重審議いただきありがとうございました。

これもちまして、那須塩原市農業委員会第20回総会を閉会いたします。